

自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当

1件 不当金額(支出) 391万円
(前年度 1件 66万円)

1 自立支援給付の概要

自立支援給付は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村(特別区を含む。)が必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費及び介護給付費(これを「訓練等給付費等」)^(注)がある。訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援、就労継続支援B型等がある。

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、就労継続支援B型に要する費用の額は、厚生労働省が定めた算定基準等に基づき、事業者が過度に利用者を受け入れることを未然に防止して、適正な障害福祉サービスの提供を確保するために、就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービスを提供する事業所において、利用定員が12人以上であって、直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125/100を乗じて得た数を超える場合等には、定員超過利用減算として、各種加算がなされる前の基本報酬の単位数に70/100を乗じて得た単位数等を基に算定することとなっている。

市町村から支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、市町村はこれに係る訓練等給付費等を事業者に支払い、国は市町村が支弁した訓練等給付費等の50/100を負担している。

(注) 就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

2 検査の結果

和歌山市に所在する1事業者は、就労継続支援B型に係る訓練等給付費の算定に当たり、平成30年9月から令和元年8月までの間の各月において、直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125/100を乗じて得た数を超えていたのに、定員超過利用減算を適用せずに基本報酬の単位数に70/100を乗ずることなく算定していた。このため、平成30、令和元両年度に、上記の1事業者に対して1市が行った訓練等給付費の支払が計264件、計782万円過大となっていて、これに対する国の負担額計391万円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。